

令和5年第3回女川町教育委員会会議録

- | | | |
|----|-------------|---|
| 1 | 招集月日 | 令和5年3月23日(木) |
| 2 | 招集場所 | 女川町役場 3階 小会議室 |
| 3 | 出席委員等 | 1番 横井 一彦 委員
2番 新福 悦郎 委員
3番 中村 たみ子 委員
4番 山内 哲哉 委員
平塚 隆 教育長 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 説明のため出席したもの | 教育局 局長 阿部 恵
教育局 次長 千葉 一志
教育局 次長 千葉 英貴
教育局 次長兼指導主事 田中 浩司
教育局 次長 中嶋 憲治
教育局 教育指導員 坂本 忠厚 |
| 6 | 本委員会の書記 | 次長 千葉 一志 |
| 7 | 開 会 | 午前10時00分 |
| | 教育長 | それでは、令和5年第3回女川町教育委員会を開会します。 |
| 8 | 会期の決定 | |
| | 教育長 | 会期は、本日1日限りといたします。 |
| 9 | 前回会議録の承認 | |
| | 教育長 | はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。
すでに配付されておりますが、委員の皆さま方何かお気づきの点はありませんでしょうか。
無いようですので、承認とさせていただきます。 |
| 10 | 会議録署名委員の指名 | |
| | 教育長 | 1番 横井 一彦 委員
4番 山内 哲哉 委員 よろしく願いいたします。 |
| 11 | 議 事 | |
| | 教育長 | それでは、議事に入ります。
議案第4号「女川町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)
教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。 |

教育局長 議案第4号「女川町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」、内容をご説明申し上げます。
今般改正いたしますのは、傍聴できない者に係る条項でございます。
改正の提案に至った経緯でございますが、令和5年1月20日付けで、宮城県教育庁総務課長並びに宮城県企画部総合政策課長から教育委員会総務担当課長あてに通知があり、教育委員会会議等の公開に関する規定について、文部科学省の考え方をまとめた通知の写しが添付されておりました。
その通知では、教育委員会会議の傍聴規則において、「精神に異常があると認められる者」等を傍聴を認めない者として規定している例があるとの指摘があったとし、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定をはじめ、共生社会の実現に向けた取り組みを進めていくうえで不適切であるとの考えが示されており、このことを踏まえて、本町の当該規則の一部を改正するものでございます。
新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料の1をお開きいただきたいと思っております。
右側が現行、左側が改正案でございます。
傍聴できない者として、右側の現行、第3条第2号にございます「精神に異常があると認められる者」の規定を削除し、左側の改正案のとおり、第2号に「酒気を帯びていると認められる者」、第3号に「前2号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者」と改めるものでございます。
議案に戻っていただきまして、附則として、改正後の規則は、令和5年4月1日から施行するとしてございます。
以上、議案第4号「女川町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。
教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。
（「異議なし」の声あり）
教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）
教育長 それでは、議案第4号は承認されました。
続きまして、議案第5号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 教育局長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
議案第5号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」内容をご説明申し上げます。
当該規則につきましては、女川町教育委員会が所管する事務を処理する組織について必要な事項を規定しております。
今回の改正は、令和5年4月1日から女川町総合運動場及び女川スタジアム公園が指定管理者による管理運営となることを踏まえ、所掌事務に関する規定について必要な改正を行うものでございます。
改正内容につきましては、新旧対照表、参考資料の2番でご説明申し上げます。よろしくお願いたします。
先程同様、右側が現行、左側が改正案でございます。
総合運動場に関して規定しております第20条中「総合運動場に体育指導係を置く。」こととしている第2項を削除し、併せて、第3項で規定しております総合運動場の所掌事務について、左側の改正案のとおり整備し、第2項に繰り上げ、新たに第3項として、削除した体育指導係に代わって、総合運動場の所掌事務の担当を体育振興係とする規定を加えたものでございます。
議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の規則は、令和5年4月1日から施行するものとしてございます。
以上、議案第5号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」のご説明でございます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたら願いたします。
(「異議なし」の声あり)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第5号は承認されました。
次に、議案第6号「女川町総合運動場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)

教育長 教育局長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
議案第6号「女川町総合運動場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」内容をご説明申し上げます。
今般の改正につきましては、前議案同様、令和5年度からの指

定管理者制度への移行を踏まえ、必要な改正を行うものでございます。

改正内容は、参考資料3をご覧くださいと思います。

左側の改正案でございますとおり、第12条に様式の特例について定め、様式は、指定管理者が教育委員会の承認を得て別に定めることができる旨を新たに加えるものでございます。

現在規定しております使用許可申請書、使用料減免申請書等の各種様式は、町による管理運営で用いるものでございますので、指定管理者が用いる様式を特例として扱うために規定するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の規則は、令和5年4月1日から施行するものとしてございます。以上、議案第6号「女川町総合運動場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

中村委員 今度、指定管理者による運営に変わっていくわけですが、これからの町民等における活動において、今後いろいろな提案、あるいは質問など、さまざまな声が出されると思うのですが、そのような声をどのように吸い上げていくのか、そしてまた、それに対処していくのかというところをもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。つまり、移行期に関わってのいろいろな課題が生じた場合に、どのようにそれらに対処していくのかというところをもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

教育局長 町の直営から指定管理者による管理運営に変わる点については、いろいろな会議の場でも不安視するような声は聞かれていまして、議会の中でも、一般質問の中でそのことについてご指摘を受けておりました。

管理運営は指定管理者によるものとなりますので、町からこういうことで細かい部分をお願いしますというところではなく、民間のノウハウを活かして、町では考えられなかったようなことを具体的にその指定管理の中に活かしていただいて、町民サービスや利用者のサービスの質の向上というところが目指すところの一つでございます。

その中で我々としては、まず、引き継ぎという部分をしっかり行う。基本的に、町がやってきたことは、4月からも同じように

町民は利用できる。あと、特に難しくなったり、これはできなくなったということがないようにという点は、しっかりと指定管理者に伝えているところです。現在、具体的に引き継ぎをしている最中でございます。

実際やってみれば、細かいところでいろいろ具体的に現場では分からないとか、細かいところでどうするのだろうという疑問が生じるというのは想定できますので、その都度こちらの体育振興係が現地に出向いて、一緒にその課題を解決するという体制をとっていきたいというふうに思っています。

町民や利用者からの苦情やクレームというところは、町にも共有していただいて、それを一緒に解決するというところは共同でやっていきたいというふうに思います。

定期での会議開催ということも必要だというふうに思っておりまして、月例の報告で、まとめて報告書の形でいただくのですが、その内容についても、ただ書類を出していただくだけではなくて、説明を受けながら、こちらとしても状況把握と、あと何か問題があれば、小さいうちに一緒に解決に向けて話し合いなどしていきたいと思っています。

やり始めれば多分いろいろなことは出てくるかと思うのですが、我々と指定管理者との情報の共有、連携というところは十分気をつけてやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

教育長 中村委員、よろしいですか。

中村委員 はい。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第6号は承認されました。

次に、議案第7号「女川スタジアム公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長 議案第7号「女川スタジアム公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」内容をご説明差し上げます。今般の一部改正につきましては、こちらの改正も、前議案同様、指定管理者制度への移行を踏まえた改正でございます。

改正内容は、参考資料4をご覧ください。

こちらは、女川スタジアム公園に係る各種様式の特例について加えたものであり、前議案の総合運動場に係る内容と同様でございます。

また、議案の附則で制定しております施行期日につきましても、同様としてございます。

以上、議案第7号「女川スタジアム公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

教育長 なければ、承認ということよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 それでは、議案第7号は承認されました。

次に、議案第8号「女川町児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

（議案朗読）

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長 議案第8号「女川町児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」の内容をご説明申し上げます。

当該要綱は、公共交通機関を利用して遠距離通学をする町内の児童生徒の通学費の保護者負担の軽減を図り、本町の義務教育の円滑な運営に資することを趣旨として制定しているものでございますが、主な改正内容は、補助金交付の対象をより明確にするために、通学する学校名を加える改正を行うものとなっております。

改正内容は、参考資料の5をご覧くださいと思います。

第1条は、趣旨について規定してございますが、条文中のアンダーラインの箇所「女川小学校及び女川中学校に」を加えるものでございます。

また、様式第2号においては、文書の収発番号の部分の記載を改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、改正後の訓令は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第8号「女川町児童生徒遠距離通学費補助金交付要

綱の一部を改正する訓令の制定について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 それでは、議案第8号は承認されました。

次に、議案第9号「女川町高等学校等通学費等補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

（議案朗読）

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長 議案第9号「女川町高等学校等通学費等補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」内容をご説明申し上げます。当該要綱は、高等学校等に在学している生徒の通学費等に係る保護者の経済的負担を軽減するとともに、本町における子育て環境の整備を図ることを目的として定められております。本要綱の改正にあたりましては、議会定例会での一般質問の中で議員から補助金額の拡充を提案されたことを受け、令和4年9月に開催されました教育委員会委員協議会で委員皆さまからご意見を頂戴しておりました。そののち町長、副町長との協議を経て、女川町内に居住する高校生間の補助格差を是正するものとして、補助限度額を拡充する改正について今般ご提案申し上げます。

新旧対照表でご説明いたします。

参考資料は6-1になります。

右側が現行で、左側が改正案でございます。

まず、第2条の定義の規定において、第6号として、石巻圏域について、それから第7号として、最寄駅の意義を定め、第4条の補助対象経費等の規定に係る別表中、限度額の欄において、現行では「自宅の最寄駅から石巻駅までの鉄道賃の定期券の金額」と規定しているところを、改正案では、まず「石巻圏域にある高等学校等の場合は、自宅の最寄駅から高等学校等の最寄駅までの鉄道賃の定期券の金額」とし、また「石巻圏域外にある高等学校等の場合は、自宅の最寄駅から陸前大塚駅又は前谷地駅までの鉄道賃の定期券の金額」に改めるものでございます。

また、様式第2号及び次のページまで係っております様式第5号におきましては、文書の収発番号の部分の記載を改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則としまして、改正後の訓令は、令和5年4月1日から施行するとし、経過措置として、施行日前に購入した定期券の扱いについて規定しております。

以上、議案第9号「女川町高等学校等通学費等補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 それでは、議案第9号は承認されました。

次に、議案第10号「女川町スポーツ推進委員の人事について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

（議案朗読）

教育長 ただ今の議案につきましては、人事に関する議案ですので、秘密会にて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 暫時休憩します。

（書記等退室）

教育長 休憩前の議事を再開します。

次に、追加議案となります。

議案第11号「令和5年4月1日付け異動における事務職員の人事について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

（議案朗読）

教育長 ただ今の議案につきましては、人事に関する議案ですので、秘密会にて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 暫時休憩します。

（書記等退室）

教育長 休憩前の議事を再開します。

議事は、以上です。

12 報告事項

教育長

次に、6番「報告事項」に入らせていただきます。

はじめに、私から報告をさせていただきます。

資料に沿ってお願いいたします。

改めまして、委員の皆さま、おはようございます。

今年は本当に全国的に桜の開花が早いということで、東京ではもう満開ということですが、

石巻市、女川町も間もなく、こんなに早いのは珍しいかなというくらい、役場の周りにも桜の木が何本かあって、びっくりするくらいだいぶ大きくなっています。入学式の頃には散ってしまうのではないかという勢いで桜の開花がきている。こういうこともあるのだなと思っているところです。

もう一つは、おかげさまでと私が言ったら変ですが、WBCで日本が優勝しました。昨日の決勝戦もしびれたのですが、準決勝で、ちょうど午後から会議があったので、ぎりぎり間に合うかなと思って見ていたのですが、よく9回裏に大谷選手が打って、ああいう形で劇的に勝ったということも、久しぶりにしびれる試合、昨日は出勤日だったので勝った瞬間は見ていなかったのですが、とてもすばらしい、我々国民に勇気を与えてくれたなど、幸先のいいスタートというのか、思っているところです。委員の皆さま方には、そこに書いてあるのですが、1年間本当にお世話になって、何も分からない私をいろいろ温かくご指導、ご支援いただいたことに、改めて感謝申し上げたいと思っています。

また、間もなく令和5年度が始まりますので、ぜひ一緒に学校教育を支えていただければと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、レジュメに沿ってお話をさせていただきます。

まず、学校関係であります。

2月13日（月）から約1週間、東松島市の前教育長の工藤昌明先生にご来校いただいて、2年2組の子供たちを対象にした「かさこじぞう」の示範授業、そして教員を対象にした研修会を実施しました。

私も坂本教育指導員から授業記録等を見させていただいて、指導者としての教材の読み方、子供たちへの言葉の投げかけ、精選された板書、そのすべてにおいて卓越した指導技術がびっしり凝縮された内容だったなど、本当に改めて心から感服いたしました。

2月22日（水）、第3回目となる女川の教育を考える会を実施しました。前回に引き続いて、存続すべき「女川中学校の部活動」という視点で話し合いをしていただきました。

なくなってしまった部を含めてゼロベースでという話もあったので、それを受けて、野球部、ソフトボール部をはじめ、中にはキンボール部とかボランティア部、江島法印神楽部等の意見もございました。

今後は、児童生徒、保護者へのアンケート等を行って、遅くとも次年度2回目の女川の教育を考える会を目途に、まずは存続する部活動について決定して、いつになるか分からないのですが、地域移行につなげていきたいというふうに思っているところです。

2月24日（金）、つばくろ会の卒業を祝う会に参加してきました。小学校は、第1学年から順番に「今年1年でできるようになったこと」の発表があって、一輪車や長縄跳び、跳び箱7段に挑戦して、それぞれ本当に拍手喝采でありました。

中でも、名前を出して恐縮なのですが、第6学年の男子児童の歌声には私も泣かされました。本当にスーザン・ボイルを彷彿させるような高音で朗々と歌い上げるメロディーに、参加者のお父さん、お母さん方を含めて、先生たちもみんな感動して涙を流していました。それくらい心に響く歌声でした。感動して帰ってきました。

3月8日（水）、中学校の卒業式でした。

卒業合唱については、あれだけせっかく指揮者が盛り上げてくれて、よしという雰囲気だったのに、歌声はもう少しだったなとも感じたのですが、総じていい卒業式だったというふうに思いました。

3月16日（木）、公立高校の合格発表でした。男子生徒が一人、追試験を受けての発表となったのですが、受験した31人全員が合格しました。

学校からは、実は何人か点数的に心配な生徒もいるんですけどという話も聞いていたので、私もそれなりに覚悟はしていたのですが、本当によかったなというふうに思います。

4月から全員が高校生です。自分で選んで決めた進学先です。胸を張って学校に通ってほしいというふうに思っているところです。

3月17日（金）、女川小学校の卒業式、そして教職員の人事異動についての内示、校内発表の日でした。

小学校の卒業式は、私は本当に久しぶりでした。中学校とは一味違う良さがあるなど感じました。特に卒業生と在校生の掛け合いというのですか、歌い合いというか、あれはいいなというふうに思いました。

教職員の異動については、後ほど協議会の中で皆さま方にもお話をさせていただきたいと思います。

3月20日（月）、埼玉県吉見町立吉見中学校の長谷川博之先生という方にご来校いただいて、教職員を対象に研修会を実施しました。この先生は、ご存知かと思うのですが、T O S Sの副代表を務められている方で、全国的にも有名な先生です。

私も前任校、石巻中学校の校長時代にお呼びする段取りまでしていたのですが、なかなか新型コロナウイルス感染症のために実現できずにいたのです。

10年近く前に生徒指導の県大会を東松島市でやったときに、2年連続で講師で来ていただいた先生で、本当に素晴らしい内容だったと、聞いた先生方から話を聞きました。

実現してよかったなど。次年度もぜひ来てもらって、しばらく女川町のために頑張ってもらうのはどうかなと思っている先生です。

続いて、会議、研修、教育委員会関係です。

まず、3月15日（水）、第2回目となるいじめ問題対策連絡協議会を開催しました。

女川小・中学校の事案に基づいて、事例研究の要素も取り入れた話合いを行いました。

ちなみに、今年1月末時点でのいじめの認知件数は、小学校で8件、中学校で3件という報告で、内容としましては、冷やかしかからかい、悪口等の軽微なもので、いわゆる重大事案へと発展するような事例は発生していません。

しかしながら、いじめは誰にでも、どこにでも発生し得るものだという認識をもって今後も対応していく必要がありますということで、再度、参加者の中で確認をして終わりました。

3月21日（火）は、いしのまき圏域SDGsシンポジウムが開催されました。

新聞にも今日出ていましたが、レジュメ記載のとおり、我々教育長もパネラーとして参加してきましたのですが、非常に緊張しました。

それでは、4のその他について、1点、4月以降の学校でのマスクの着用について。まだ国や県からのしっかりした通知が届い

ていないのです。これは東部地区でもう一回教育長同士でも確認して、学校と相談しながら決めてまいりたいというふうに思っています。

だいぶマスクは個人の判断でいいということが浸透してきている世の中になってきてはいるのですが、相変わらず今も子供が感染しているという状況が続いています。そういうことを考えると、簡単にぱっと外すのは難しいだろうなと思っているところです。5月13日には5類に下がるということなので、いずれインフルエンザと同じ扱いと言われても、スパッと簡単に切り替えるというのは難しいだろうというふうに思っているところです。

結びになりますが、先程も申し上げましたが、委員の皆さま方には1年間本当にお世話になりました。次年度もぜひよろしく願いいたしまして、まずは報告とさせていただきます。

私からは、以上でございます。

続いて、教育局長から報告させます。

教育局長

「学校教育関連 報告・連絡事項」について申し上げます。

大項目1番の日程関係、実施済みにつきましては、記載のとおりでございます。

(2)番の町議会3月定例会の様子は、後ほど一般質問の部分をご報告いたします。

(5)番につきましても、その他のところでご報告いたします。

実施予定につきまして申し上げます。

まず、いじめ問題対策調査委員会が3月24日(金)10時30分から開催いたします。

(2)番、小中向連絡協議会は3月27日(月)11時から小・中学校をお借りして開催いたします。

(3)番、令和5年3月末退職・転任教職員離任式が3月30日(木)午後1時30分から、(4)番、令和5年4月転任等教職員着任式は、4月4日(火)午後1時30分から、それぞれ生涯学習センターで開催いたします。教育委員の皆さまのご出席をよろしくお願いいたします。

(5)番です。管内教育長会議が4月12日(水)に予定されております。

(6)番、教育委員会は4月25日(火)に開催予定となっております。

大項目2番です。

小学校、中学校の入学式の日時につきまして、小学校の入学式

は4月11日(火)午前10時から、中学校は4月10日(月)午後1時30分から予定されております。よろしくお願いいたします。

2ページ目をお開きいただきます。

3月議会定例会の一般質問について載せてございます。

教育局の所掌分といたしましては、木村公雄議員から、小・中学校の給食費の無償化をというご提案がございました。

それから、隅田翔議員からは、「子供たちの遊び場について」ということで、本町における子供たちの全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について。それから、放課後や休日に気軽に遊べる遊び場の環境の整備が必要ではないかというお話がございました。

鈴木良徳議員からは、給食費だけではなくて、制服や体操着、卒業アルバム代などの補助、負担軽減につながる施策を実施していくべきではというご提案がございました。

阿部律子議員からは、「奨学金制度の拡充を」ということで、所得制限の撤廃、町内で働く方に対しての返済を免除する制度、給付型の奨学金の創設等についてご意見がございました。

佐藤誠一議員からは、「観音沢周辺環境整備は」ということで、直接的なご質問ではなかったのですが、役場と小・中学校の間にある橋の手すりの高さが危険というふうを感じる保護者もいるようで、子供たちへの指導等についてどういうふうなことをされているかというご質問がございました。

鈴木公義議員からは、「中学校の部活動の課題と今後は」ということで、2点についてご質問がございました。鈴木公義議員からはもう1点、「指定管理者制度について」先程中村委員からもございましたとおり、サービス低下を防ぐための総合運動場での対策はということでのご質問がございました。

次に、その他といたしまして、学校支援です。

宮城県トラック協会石巻支部青年部会様から、令和5年度入学の女川小学校児童に対し、クリアファイルと自由帳をいただきました。毎年のご支援でございます。

3ページ目をお開きいただきます。

まず、(1)県警提供の不審者情報が1件届いております。

(2)番、令和5年度女川町奨学生の選考結果についてです。

下の表をご覧くださいと思います。

選考委員会は2回開催いたしまして、合計6名が令和5年度の奨学生ということで決定しております。年間総額324万円という支援となります。

以上が、学校教育関係についてのご報告でございます。

次に、4ページ目をお願いいたします。

生涯学習関係のご報告でございます。

まず、(1)の図書館教育につきまして、子供司書養成講座を修了した児童が保育所に出向いての読み聞かせを行いました。回数を重ねるごとに自信を持って取り組むことができ、子供たちにも大変喜ばれたということでございました。

それから、来年度の子供司書を募集しております。現在「おためし体験講座」ということを企画しております。今のところ2名の申し込みがあるということで、始まるまでにもう少し参加者を増やせればというふうに思っております。

(2)番です。ジュニア・リーダーの活動になります。

6行目のところに、高校第3学年生徒への褒状授与式があった旨を記載しております。3月18日(土)に役場の応接室で開催いたしました。4人が対象だったのですが、当日の出席者は1名ということで、教育長から褒状の授与が行われました。

(4)番です。文化芸術事業といたしまして、本年度の町民音楽祭が3月19日(日)に開催されました。360席用意して312席が埋まるということで、大変盛況な開催でございました。

(5)番、出前講座につきまして、2月28日(火)から3月20日(月)までの間4回の講座を行っております。

5ページ目をお願いいたします。

女川町協働教育プラットフォーム事業です。

大項目2番のところ、子どもの放課後の居場所づくり事業、「放課後『楽校』」につきまして、特別講座は①番から③番まで開催いたしました。

それから日常の「楽校」の状況でございますが、3月9日現在で115日開催しまして、延べ利用人数は3,911人に上り、1日平均34名が利用しているという状況でございます。

春休み期間中も「みんなの楽校」と題しまして、3月27日(月)から31日(金)まで、4月4日(火)から7日(金)まで開催いたします。

まなびっこにつきましては、「冬の講座スペシャル“キッズランドin女川”」と題しまして開催いたしました。親子62名の参加があったということでございます。

6ページ目をお願いいたします。

体育振興関係のご報告でございます。

まず、(1)番、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といた

しまして、これまでの感染予防対策は引き続き徹底してまいります。マスクの着用につきましては、個人の判断を基本といたします。各業種別のガイドラインを遵守いたしまして、主催者側の意向に沿った形で開催をしていただければというふうに考えております。

(2)番でございます。女川町総合運動場及び女川スタジアム公園の指定管理につきまして、改めてご報告いたします。

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、指定管理者による管理となります。

指定管理者につきましては、女川町スポーツコンソーシアムでございます。構成団体は、株式会社コバルトーレ、総合警備保障株式会社宮城支社、NPO法人女川町スポーツ協会の3者で、代表は株式会社コバルトーレとなっております。

(3)番です。3月の事業の実施状況につきまして、柔道大会が3月19日(日)、それから、サッカーの大会が3月18日(土)と19日(日)に開催されました。

(4)4月の事業予定につきましては、ご覧のとおりでございます。ソフトボールの大会が1件と柔道の大会が2件、野球大会が1件という状況でございます。

(5)番です。所管の施設整備状況につきまして、2月末現在でご報告いたします。

女川スタジアム周辺整備工事につきましては、現在工期が3月24日までとなっておりますが、こちらは4月28日まで延長の見込みがございます。2月末現在では、計画73%に対して実施74%という状況です。

庭球場改修工事は、今月末が工期となっております。計画95.3%、実施83%でございますが、こちらは工期を延長せず、この期間内で終了する見込みとなっております。

女川総合運動場フィールドアスレチック遊具改修工事、それからローラー滑り台撤去工事は完成しております。昨日、完成検査を実施させていただいております。

以上が、私からの報告でございます。

教育長 報告は以上となりますが、委員の皆さま方からただ今の報告事項についてご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。

(発言なし)

教育長 なければ、報告事項についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、7番「その他」に入りたいと思います。
その他で何かございませんか。
（「ありません」の声あり）

教育長 それでは、来月の日程についてですが、前回の教育委員会であ
らかじめ決めておりましたので、4月25日（火）午前10時から。
会場は、女川町役場、3階、小会議室にて行いたいと思います
ので、よろしく願いいたします。
なお、この場で5月の日程も調整をさせていただきたいと思
います。

〔5月26日（金）午前10時からということで調整〕

教育長 それでは、4月の教育委員会は、4月25日（火）午前10時か
ら、女川町役場、3階、小会議室で行いたいと思いますので、委
員の皆さま、よろしく願いいたします。

ほかにごございませんか。

なければ、本日の教育委員会をこれで終了させていただきます。

14 閉 会 午前10時55分

15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。

議案第4号「女川町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規
則の制定について」（承認）

議案第5号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則
の制定について」（承認）

議案第6号「女川町総合運動場の管理運営に関する規則の一部
を改正する規則の制定について」（承認）

議案第7号「女川スタジアム公園の管理運営に関する規則の一
部を改正する規則の制定について」（承認）

議案第8号「女川町児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一
部を改正する訓令の制定について」（承認）

議案第9号「女川町高等学校等通学費等補助金交付要綱の一部
を改正する訓令の制定について」（承認）

議案第10号「女川町スポーツ推進委員の人事について」（承認）

議案第11号「令和5年4月1日付け異動における事務員の人事
について」（承認）

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

次長 千葉 一志

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和5年4月25日

会議録署名委員

1 番委員

4 番委員